

令和 6 年 5 月 28 日現在

機関番号：14401

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2020～2023

課題番号：20K01422

研究課題名（和文）意匠法における権利の制限

研究課題名（英文）A Comparative Study on the Restrictions of Design Rights

研究代表者

青木 大也（Aoki, Hiroya）

大阪大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：80507799

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,500,000円

研究成果の概要（和文）：デザインを保護することを目的とする意匠法は、令和元年改正により、保護対象が拡充される等、保護を強化する方向での項目が多く含まれるものであった。一方で、形式的な法適用を行うと、意匠権侵害が成立してしまうものの、そうすべきが悩ましいケースも想定された。本研究は、我が国の他の知的財産法や、欧米における意匠保護制度との対比も踏まえつつ、そのような問題となる場面を探るとともに、それに対応する方法について検討した。具体的には、権利侵害の成立余地を限定する、権利制限を提案する、権利行使に当たって権利濫用の適用を提案する、といったものである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、デザインを保護する意匠法の役割が増大していく中で、一方で本来意匠権侵害とすべきではない、あるいはするほどではないような事態を発見するとともに、それに対応する術を検討することで、デザインの保護と活用のバランスの取れた法制度を提案することを目的とした。

こと、VR等、技術の発展により可能となった様々なデザインの利用方法につき、このような考察の重要性は増していると思われる。本研究は、次の技術革新との関係での意匠保護の在り方に向けた研究にも繋がるものとなった。

研究成果の概要（英文）：The Design Act, which aims to protect designs, was revised in 2019 to include many provisions aimed at strengthening protection, such as implementing new subject matters.

However, there are cases where application of the law could lead to design right infringements that are debatable. This study explores such problematic scenarios, considering other intellectual property laws in Japan and design protection systems in Europe and the United States. It also examines methods to address these issues, including limiting the scope of rights infringement, proposing restrictions on rights, and applying the concept of abuse of rights in the exercise of rights. In particular, the study proposes limiting the potential for establishing rights infringement, suggesting restrictions on rights, and proposing the application of the concept of abuse of rights in the exercise of rights.

研究分野：知的財産法

キーワード：知的財産法 意匠法

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 意匠権と令和元年意匠法改正

知的財産法と呼ばれる法領域のうち、デザインの保護を主目的とするのが意匠法である。従前は物品の意匠、すなわちプロダクトデザインの領域のみを規律の対象としていたが、令和元年改正を経て、新たに画像の意匠、建築物の意匠もその対象に加えた(また、店舗の内部デザイン等、いわゆる内装の意匠についても、新たに保護の対象とした)。これにより、意匠法の規律するデザインの領域は、格段に広がったものと考えられる。

意匠法によるデザインの保護は、意匠登録出願を経て、新規性等の要件を満たす意匠につき、意匠権を付与することで行われている。意匠権は絶対権であり、「業として登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する」(意匠法 23 条)したがって、意匠権者に無許諾で、業として上記同一又は類似の意匠の実施(例えば物品の意匠であれば、その意匠を伴う物品の製造、販売等)をすると、意匠権侵害となる。すなわち、その範囲で第三者の自由を規制することとなる。

(2) 意匠権侵害の成立範囲拡大に対する懸念

令和元年改正時、例えば意匠権に係る権利制限や、あるいは新たな法定実施権の付与等といった、第三者の自由を確保する方向での議論は十分にされなかったように思われる。

したがって、例えばグラフィックデザインの学校において、教育のため、登録された画像の意匠と類似する画像を業として作成したり、配布したりすることは、意匠権侵害となるかもしれない。意匠登録されている GUI を AI に学習させることもまた、画像の複製を伴う以上、同様かもしれない。また、登録意匠と類似する建築物を業として使用することも意匠権侵害となり、必要に応じてテナントが追い出されううえで、建築物を取り壊さなければならないかもしれない。

もちろん、同様の議論は、従前の物品の意匠のみが保護されていた旧法下においても有り得たことではあるが、今回の保護対象の拡大により、意匠法によって規律される領域が拡大したことで、この点はより顕在化するものと考えられる。

(3) 他の知的財産法における対応

この点、著作権法においては、様々な趣旨を反映した、いわゆる権利制限規定が設けられていることが知られている。例えば、上記の例との関係では、学校教育目的に係る著作物の利用(著作権法 35 条)や、機械学習も含んだ、いわゆる非享受的目的での利用、及び電子計算機による情報処理やその結果の提供に付随する軽微利用(著作権法 30 条の 4、47 条の 5)を可能とする権利制限規定が用意されている。また、著作権法や特許法においては、権利濫用法理を根拠として、侵害行為の差止請求を認めないとする裁判例も登場している。

(4) 諸外国における動き

また、本研究課題との関係では、諸外国での動きも参考となる。

具体的には、例えば欧州共同体意匠制度においては、引用又は教育を目的とする権利制限規定が設けられている(欧州共同体意匠理事会規則 20 条 1 項 c)。一方で、米国法にはこのような規定がないこととの関係も検討の必要があろう。

(4) 小括

以上からすると、我が国の意匠法は、我が国の他の知的財産法(や欧州法)と比較すると、第三者の自由を確保するための十分な措置(以下、端的に「権利制限」と呼ぶことがある)が用意されていないのではないかと、という疑問が生じることとなる。

2. 研究の目的

本研究は、上記の問いに対応し、意匠法において望まれる権利制限の内容について明らかにすることを最終的な目的としたものである。

もっとも、そもそも権利範囲が限定的であれば、そのような必要性がないという帰結もあり得るところであり、方向性として、新しい意匠も含めた権利範囲の確認が必要となる。ことに、実施概念と意匠の類似性に関する検討が不可欠となろう。

また、具体的な権利制限規定に関しても、それを特定の権利制限規定を設けるべきものかという議論があり得る。すなわち、問題となる第三者の行為の自由を確保するうえで、他の要件論によって同じ目的を達成できるのであれば、この点に対応済みと整理することもできることになる。

さらに、我が国意匠法にあっては、秘密意匠制度等、特有の問題を含む場面がある。このような場面においては、それに応じた我が国意匠法内在的な検討が要請されることになる。

そこで、本研究では、権利範囲一般、侵害要件論(権利制限含む)、特殊な場面の 3 点について、他の知的財産法や欧米法との対比をしながら、検討を行うこととした。

3. 研究の方法

(1) 文献調査

研究手法としては、(コロナ禍の影響も残っていたことから)多くは文献調査によることとした。

幸い、この間我が国では、寒河江孝允 = 峯唯夫 = 金井重彦編著『意匠法コンメンタール(新版)』(勁草書房、2022)や、茶園成樹 = 上野達弘編著『デザイン保護法』(勁草書房、2022)等、現行の意匠法を検討するうえで重要な文献も公表されるなど、情報を集めるには十分な環境であった。

(2) 外国研究者との意見交換

意匠法に関しては、諸外国においても、他の知的財産法における場合と比較して、必ずしも十分な論文等が公表されているわけではない。また、特に外国法にあっては、すり合わせなしに議論が可能なほど、各国法が統一されているとは言えない状況である。そこで、これらの事情に鑑み、何度か外国の研究者との意見交換の機会を持った。

例えば、2022年には欧州の CEIPI 研究者に対して、我が国意匠法に関するプレゼンテーションの機会を設け、意見交換を行った。また2024年には、トゥールーズ大学の研究者に向けたプレゼンテーションも実施した。いずれも有益なコメントを得ることができた。

4. 研究成果

具体的な研究成果については、業績一覧に掲載の通り、論文や研究発表等の形で随時公表しているところであるが、以下、先に掲げた 権利範囲一般、侵害要件論(権利制限含む)、特殊な場面の3点について、簡単に成果を説明する。

(1) 権利制限の必要性 権利範囲の限定

従来から、我が国意匠法における登録意匠の権利範囲は、一定の実施行為にのみ及ぶものとされてきた(意匠法2条2項)。令和元年に導入された新しい意匠についても同様であるが、形式的な文言だけからすると、(ある種余分に)様々な行為を含み得るように見受けられた。本研究では、規制の趣旨に遡りつつ、また技術的背景も考慮しながら、その解釈を試みた。例えば、建築物の「使用」が区分スペースのみにかかる場合にどのような処理をするべきか、(明文のない)内装の意匠に係る意匠権の侵害行為とはどのようなものか、といったものである。特に画像の意匠については、その対象が融通無碍であることに加えて、電子的処理が想定されていることから、様々な問題が生じ得ることを指摘した。例えば、ウェブサイトを閲覧した際に、画像の意匠に係るデータをデバイスに(一時的に)キャッシュ保存するような場面を、登録意匠に係る画像の「作成」と評価しないことを提案した(以上、研究業績)。

また、その意匠の類似範囲について、従来物品の意匠にあっては、意匠の類似には物品の類似が必要であると整理されてきたところ、その発想は建築物の意匠や画像の意匠にあって共通することを指摘し、これを前提とした検討を行った(研究業績)。これにより、不用意な権利範囲の拡大を制限することが期待される。

(2) 侵害要件論

(1)で述べた実施や意匠の類似という基本的な要件論のほか、意匠法にあっては様々な形で権利範囲を限定する「バー」を設けることが考えられる。

例えば、意匠は「視覚を通じて美感を起こさせる」ことが必要であるが、これが侵害要件としても機能し得ることは、既に裁判例においても認められていた(視認性要件)。本研究ではこれを応用し、登録意匠であるウェブデザインやGUIのデータについて、機械学習のためのデータとして利用する場面等を想定し、形式的には実施に該当するとしても、なお上記視認性を満たさないとして、意匠権侵害を否定する余地があることを指摘した(研究業績)。この点は、明文の権利制限が設けられた我が国の著作権法との対比が活かされたものである。

また、建築物の意匠についても、その権利行使の影響があまりに大きい場合には、被疑侵害者側の事情を汲めるような法定実施権の整備や権利濫用等の何らかの制約を課される余地があることも指摘した(研究業績)。

(3) 意匠法特有の制度との関係

さらに、我が国意匠法特有の制度との関係で、いくつか権利を限定する必要性を見出すことが可能であることがわかった。

例えば、意匠法にあっては、その登録後も一定期間(最大3年間)、その権利を公開せずにおくことを可能とする、秘密意匠制度が存在する(意匠法14条)。この間も通常の意匠権同様に意匠権侵害は成立し得るものであり、その行使に事前警告等の手続的制約がかかるのみとなっている。しかしこれは、第三者からすれば、確認することのできない権利によって自己のビジネスが規制されるおそれを生ずることとなる。この点に関して、欧米法も参照すると、ここまでの制度を用意している領域はなく、最も強い保護を与えると考えられる欧州共同体意匠制度にあって、非公開とされた意匠に係る模倣の範囲に侵害の成立を留めている等の知見が得られた。そ

ういったことからすると、我が国の秘密意匠に係る秘密期間中の権利行使は、実体的に強すぎるものと解され、模倣に限定する、権利制限や権利濫用の法理による対応が期待されることを指摘した（研究業績）。

(4) 総括と今後の展望

本研究では、当初、著作権法におけるような具体的な権利制限規定の要否を念頭に置いていたところもあったが、実際には、意匠法上の様々な概念の調整により、一定程度問題となりそうな類型については、処理できるところもあるように思われた。また、そのような方向性は、近時製品の類似を強調するようになってきた米国法ともある程度親和性があるように思われる。惜しむらくは、立証責任等、具体的な事案処理の場面に係る影響の大きさを判断しかねたところがあり、この点は意匠法のグランドデザインを検討するに当たり、課題の一つとして引き続き考察していきたい。

そのうえで、本研究を通じて、特に画像の意匠との関係で、新しい技術におけるデザインの活用に関して、規制の必要性和、一方でその限界を画する必要性を、改めて認識するに至った。こと、仮想空間ないしメタバースが話題となった際には、意匠法による対応が困難であることが指摘され、別途不正競争防止法上のデッドコピー規制の拡充という形で、一応の決着を見たところであるが（産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会「デジタル化に伴うビジネスの多様化を踏まえた不正競争防止法の在り方」(2022)及びそれに続く令和5年改正を参照）実際には、仮想空間にも対応していると思しき画像の意匠の登録例も登場するに至っている。

そのため、本研究を発展させ、新たに科研費基盤C「意匠のデジタルデータ化と意匠法」(2023年4月-2026年3月)の採択を受け、研究を継続することとした。また、実務との架橋を念頭に、経済産業省令和5年度中小企業政策推進事業費補助金「AIノイズ除去技術を用いた点群データによる3Dバーチャル空間サービスシステムの研究開発」にも参画し、知見の実践的還元にも挑戦している。

<引用文献>

本文に直接掲載したもののほか、略称として研究業績に係る番号を掲載したものについては、以下の文献が対応する。

青木大也「新しい意匠に係る意匠権の権利行使に関する検討課題」別冊パテント27号(2022)263-275

青木大也「意匠法と著作権法の比較検討 新しい意匠をめぐって」NBL1232号(2022)85-89

青木大也「秘密意匠制度に関する一考察 その効果をめぐって」同志社大学知的財産法研究会編『知的財産法の挑戦II』(弘文堂、2020)187-204

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計9件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 青木 大也	4. 巻 27
2. 論文標題 新しい意匠に係る意匠権の権利行使に関する検討課題	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 別冊パテント	6. 最初と最後の頁 263～275
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.50995/patentsp.75.27_263	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 青木 大也	4. 巻 1232
2. 論文標題 意匠法と著作権法の比較検討 新しい意匠をめぐって	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 85～89
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 青木 大也	4. 巻 137
2. 論文標題 バーチャル空間における意匠保護の現状と今後 著作権法、不正競争防止法との差異を踏まえて	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 DESIGN PROTECT	6. 最初と最後の頁 2～8
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 青木大也	4. 巻 72
2. 論文標題 一意匠一出願の原則と組物の意匠に係る一考察	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 特許研究	6. 最初と最後の頁 38-48
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 青木大也	4. 巻 60
2. 論文標題 意匠法改正をめぐる諸問題 (2)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 知的財産法政策学研究	6. 最初と最後の頁 171-189
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 吉岡徹, 青木大也, 秋池篤, 森永泰史	4. 巻 13号
2. 論文標題 意匠法改正についての経営学と法学の架橋: 特に経営学からみた評価	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 IPジャーナル	6. 最初と最後の頁 19-26
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 青木大也	4. 巻 -
2. 論文標題 秘密意匠制度に関する一考察 その効果をめぐって	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 同志社大学知的財産法研究会編『知的財産法の挑戦』(弘文堂)	6. 最初と最後の頁 187-204
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 青木大也	4. 巻 248号
2. 論文標題 創作非容易性の判断 研磨パッド事件	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 『商標・意匠・不正競争判例百選【第2版】』(別冊ジュリスト)	6. 最初と最後の頁 114-115
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 青木大也	4. 巻 -
2. 論文標題 「画像・建築物の意匠の類似の範囲」, 「画像・建築物の意匠の実施」, 「内装の意匠の権利範囲」	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 小谷悦司 = 小松陽一郎 = 伊原友己編 『意匠・デザインの法律相談 』（青林書院）	6. 最初と最後の頁 474-491
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計9件（うち招待講演 9件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 青木 大也
2. 発表標題 XRオブジェクトの意匠法・著作権法による保護
3. 学会等名 日本知財学会20周年記念コンテンツ・マネジメント分科会連続研究会第3回（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 青木 大也
2. 発表標題 仮想空間と意匠の保護
3. 学会等名 デザインと法協会関西支部会立ち上げ会 & 記念シンポジウム（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 青木 大也
2. 発表標題 仮想空間と意匠の保護 rev.
3. 学会等名 デザインと法協会仮想空間部会（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 青木大也
2. 発表標題 新意匠に係る意匠権の権利行使をめぐる一考察
3. 学会等名 日本弁理士会中央知的財産研究所主催第19回公開フォーラム（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 青木大也
2. 発表標題 新意匠に係る意匠権の権利行使に関する検討課題
3. 学会等名 中央知的財産研究所「知的財産権のエンフォースメントの新しい地平」研究部会（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 青木大也
2. 発表標題 意匠法と著作権法の比較検討 新意匠を中心として
3. 学会等名 第83回東京大学著作権法等研究会（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 青木大也
2. 発表標題 意匠法改正をめぐる注目点
3. 学会等名 関西特許研究会ウェビナー「特許庁、学者、企業、弁理士から見た意匠法改正－イノベーション創出とブランド構築にどう繋げるか」（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Hiroya Aoki
2. 発表標題 Metaverse and Design Law
3. 学会等名 IPrism & CEIPI Kickoff Seminar: Metaverse and Intellectual Property Law (招待講演)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Hiroya Aoki
2. 発表標題 The Role of Article/Product in Design Law -Looking towards the Metaverse
3. 学会等名 SOME LATEST INTELLECTUAL PROPERTY TRENDS in Centre de Droit des Affaires - Universite Toulouse Capitole (招待講演)
4. 発表年 2024年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 愛知 靖之、前田 健、金子 敏哉、青木 大也	4. 発行年 2023年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 556
3. 書名 知的財産法〔第2版〕	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------